

第3号被保険者の記録不整合問題に対する今後の対応について

平成23年2月24日

厚生労働大臣

衆議院予算委員会で指摘を受けた第3号被保険者の記録不整合問題に対しては、以下のように対応する。

- 1 昨年12月15日の通知を受けて、裁定申請が出された者及び既に裁定が行われた者については、当面、対応を留保する（裁定に向けた事務処理や年金の支給は留保する）。
- 2 新たな裁定申請が提出された場合にも対応は留保する。
- 3 本件への今後の対応については、厚生労働大臣に助言を行う立場にある年金記録回復委員会に意見を求めるとともに、年金事業の実施状況等について総務大臣に意見を述べる立場にある総務省の年金業務監視委員会の見解を求めつつ、総務大臣と厚生労働大臣で協議し、厚生労働大臣が決定する。

以 上

第3号被保険者の記録不整合問題に対する今後の対応について

平成23年2月25日

厚生労働大臣

総務大臣

標題の件に対しては、以下の点に留意しつつ、速やかに検討し、厚生労働大臣が適切な結論を出す。

- ① 年金制度に対する国民の信頼を維持するためには、可能な限り正しい状態を追求する必要があること。
- ② 運用3号の対象者と対象者以外の間で扱いに不公平が生じること。
- ③ 運用3号の措置がなければ、対象者本人の予期せぬ年金給付額の引下げ等となり、混乱が生じること。
- ④ 本件の発生原因が、旧社会保険庁の事務手続き上生じた面があること（なお、記録の職権訂正や周知徹底について、行政に法的義務はない）。
- ⑤ 対象者の側にも、法律で定められた記録の訂正の届出を行わなかったという事情があること。
- ⑥ 本件（第3号被保険者の記録不整合問題）は、一昨年秋に旧社会保険庁職員に対して行ったアンケートによって判明したものであること（今回の一連の対応は、それ以前の状況に比べると、状況を改善する対応であること）。
- ⑦ 既に受給権が発生している高齢者を含め、過去全ての期間に遡って、国民全員の記録の齟齬を確認することは事実上困難であること。

以 上